鳥取市屋外広告物安全点検指針

令和７年１月

鳥　取　市

目　次

第１　はじめに　.....　1

第２　安全点検の義務化について　.....　1

（１）点検義務者

（２）点検義務の対象

（３）有資格者による点検

（４）既存広告物の最初の点検期限

第３　安全点検の実施について　.....　4

（１）安全点検結果記録表

（２）点検方法

（３）点検結果記録表の提出及び保管

（４）注意事項等

第４　屋外広告業者等の責務　.....　6

（１）所有者等への適切な情報提供

（２）安全性の確認

別紙「点検箇所・点検項目及び劣化等が起こりやすい箇所」

１　点検箇所・点検項目　.....　1

２　劣化等が起こりやすい箇所　.....　6

（問い合わせ先）

鳥取市　都市整備部　都市企画課　都市計画係（屋外広告物担当）

〒680-8571　鳥取県鳥取市幸町７１番地

電　話　0857-30-8342

ﾌｧｸｼﾐﾘ　0857-20-3953

e-mail　tosikikaku@city.tottori.lg.jp

第１　はじめに

近年、全国的に適切な管理がされていない屋外広告物（以下「広告物」という。）による落下又は倒壊する事故が多く発生しており、看板などの広告物の安全性確保がこれまで以上に求められています。

鳥取市では、こうした状況を踏まえ、広告物による公衆への危害を未然に防止するため、鳥取市屋外広告物条例（以下「条例」という。）及び鳥取市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）を一部改正し、令和３年１０月１日から広告物の所有者等に、設置時及び定期的に安全点検を実施することを義務付けました。

本指針は、広告物の所有者等が条例で義務付けられた安全点検を実施するための必要な事項を示し、適切な安全点検が実施されることを目的とするものです。

広告物の所有者等におかれましては、本指針を参考に適切な安全点検及び管理をお願いします。

第２　安全点検の義務化について

（１）点検義務者

広告物の所有者、占有者、設置者、表示者及び管理者は点検義務者であり、広告物の設置時及び設置後２年毎に安全点検を行う義務があります。

所有者又は占有者が、設置・表示や管理を屋外広告業者等に依頼して行う場合には、安全管理の責任の所在や点検の実施者を双方で事前に確認し、契約等で明確にしておくことが必要です。

安全管理の重要性については、広告物の所有者向けに日常管理の留意事項や日常点検のチェックポイント等をとりまとめた「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」（屋外広告物適正化推進委員会作成）において説明されていますので参照してください。次の国土交通省ホームページに掲載されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html

（２）点検義務の対象

原則すべての広告物について安全点検は必要ですが、下記の広告物については、点検義務の対象外としています。（規則第７条の２第３項）

点検義務の対象外

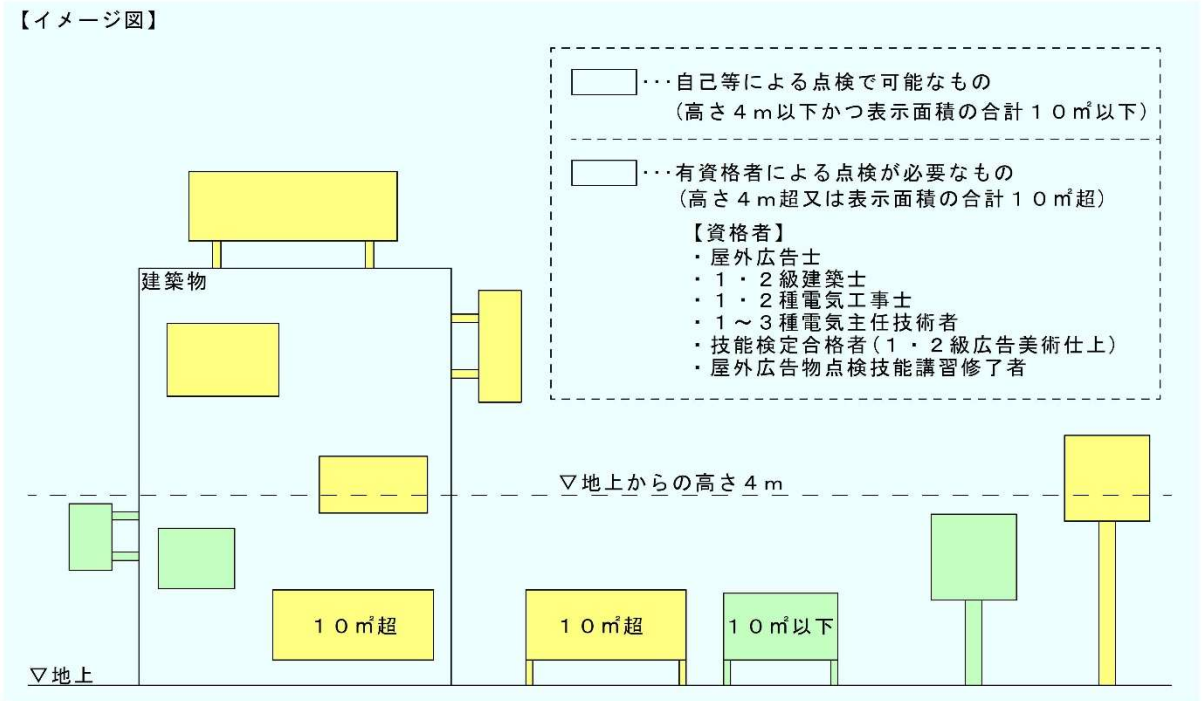
- 壁面等に直接塗装したもの及び貼り付けられたシート、はり紙・はり札、電柱巻付広告、立看板等、バス停標識利用広告、広告幕、気球広告のうち許可が不要なもの。
- 道路標識などの他の法令に基づき、表示し、設置され、又は管理されるもの。

※これらは点検義務の対象外ですが、適切に管理を行ってください。

（３）有資格者による点検

一定規模以上の広告物（地上から広告物の上端までの高さが４ｍを超えるもの又は表示面積の合計が１０㎡を超えるもの）は、落下等が重大事故となるおそれがあるため、有資格者による安全点検を義務付けています。（規則第７条の２第１項）

有資格者による点検義務



有資格者一覧

（ア）屋外広告士　（イ）一・二級建築士　（ウ）一・二種電気工事士　（エ）一～三種電気主任技術者

（オ）技能検定合格者（一・二級広告美術仕上げ）　（カ）屋外広告物点検技能講習修了者

（４）既存広告物の最初の点検期限

安全点検の義務化が施行される令和３年１０月１日時点で、既に設置されている広告物の最初の点検期限は次のとおりです。

ア　①令和２年度中(令和２年４月１日～令和３年３月３１日の間)に許可を受けて設置したもの

・・・令和４年３月３１日まで

②令和３年度中(令和３年４月１日～令和３年９月３０日の間)に許可を受けて設置したもの

・・・令和５年３月３１日まで

イ　①令和２年４月１日に許可を更新したもの　・・・令和４年３月３１日まで

②令和３年４月１日に許可を更新したもの　・・・令和５年３月３１日まで

ウ　上記以外（適用除外の規定により許可不要な屋外広告物等）　・・・令和５年３月３１日まで

第３　安全点検の実施について

安全点検は、自ら実施する場合、有資格者により実施する場合に関わらず以下により実施してください。

（１）点検結果記録表

点検結果の記録は、規則に定める様式第１号の２、第１号の３（劣化・損傷等の点検用）及び様式第２号の２（設置等完了時）により実施してください。

なお、複数物件の点検を同一の者が行う場合、点検者及び依頼者の署名又は記名を様式第１号の４（一覧表）により一括して行うことができます。

（２）点検の方法

ア　点検は、点検結果記録表の点検箇所・点検項目に沿って実施してください。また、点検箇所・点検項目については、別紙「点検箇所・点検項目及び劣化等が起こりやすい箇所」を参考としてください。

イ　点検において万が一異常があった場合は、それらがすべて補修されたことを、点検者が確認した上で、点検記録表に点検者と依頼者双方が署名又は記名をしてください。これにより点検者には安全を確認した責任が発生します。（所有者等が自ら点検を行う場合は、依頼者の署名（又は記名）は不要です。）

ウ　異常の有無の判断は、通常想定しうる環境下において、点検後２年経過するまでの間に、広告物が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜し、公衆に対し危害を及ぼすおそれがあるかどうかを基準としてください。

（３）点検結果記録表の提出及び保管

ア　点検及び点検結果記録表の作成は、許可の要・不要にかかわらず必要です。

イ　点検結果記録表は２年間保管する必要があります。

ウ　設置等完了届又は許可更新申請書には、点検結果記録表を必ず添付してください。ただし、許可更新申請書に添付する点検結果記録表は６か月以内に点検を行ったものに限ります。

エ　許可を要しないものについては、点検結果記録表の提出は不要です。

オ　点検結果記録表の作成後、次の事項を確認してください。

【記録表の確認事項】

- 記載欄に漏れがないか
- 全ての項目について、異常なし、該当なし、又は補修済みとなっているか
- 点検者、依頼者が署名又は記名しているか
- 表示面積１０㎡超又は高さ（地上から広告物の上端まで）４m超の場合、有資格者が点検しているか、また、有資格者の資格を証する書面の写しを添付しているか
- 全景及び点検箇所毎のカラー写真を添付しているか
- 異常があった箇所の補修前後のカラー写真を添付しているか
- 更新時点検にあっては、許可期間満了日前６月以内に実施しているか

（４）注意事項等

ア　異常を確認した場合は、直ちに周囲の安全を確保した上で、速やかに補修してください。許可物件である場合は、補修済みでなければ許可の更新はできません。

イ　補修に時間を要することで、許可期間を経過してしまうことがないよう計画的な点検を心がけてください。許可の更新申請については、許可期間満了日の６か月前から実施可能です。

ウ　異常がある状態で放置した場合には、除却や改善等を求める指導や命令の対象となります。

エ　点検を行わずかつ、本市の指導や命令にも従わない場合には、50 万円以下の罰金の対象となります。（条例第１７条第１項、条例第３４条）

第４　屋外広告業者等の責務

広告物の専門的な知識や技術を有する屋外広告業者等は、所有者等へ適切な情報提供を行い、所有者等の依頼によりこれに代わり広告物の安全性を確保する社会的責任を有しています。

（１）所有者等への適切な情報提供

既存の広告物の所有者等である顧客に対し、安全点検の義務化について周知を行ってください。また、新たな広告物の設置等についての相談、依頼等があった場合は、本指針に示す内容が理解できるようにご説明ください。

（２）安全性の確認

有資格者による安全点検が必要な広告物の点検を所有者等から依頼された場合は「屋外広告物点検基準」（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会等作成）に定める「標準点検」を行うことを基本とし、広告物の状態に応じて「詳細点検」を実施するなど、広告物の専門業者として、安全性の判断を適切に行ってください。

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会ホームページ
http://www.nikkoren.or.jp/katsudo/renkei.html